

令和3年大川市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月12日(金)
開 会 午前9時30分から午前10時20分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(12人)

1番 水落 常志	9番 武下 博子
2番 古賀 林允	10番 辻 正光
4番 貞苅 謙二	11番 吉川 康則
5番 梅崎 正道	13番 植木 幸治
6番 山崎 忠文	14番 龍 靖男
7番 柿添千鶴子	15番 田中 博文

4. 欠席委員(3人)

3番 宮崎 文夫、8番 宮原 晶彦、12番 志牟田 文彦

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第29号	農地法第5条許可申請について
議案第30号	農地移動適正化あっせんの申出について
議案第31号	大川市農用地利用集積計画について
報告第17号	農地法第18条第6項通知について
報告第18号	使用貸借の合意解約届出書について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年第11回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名

中、12名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和3年第11回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第29号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番～3番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、建築条件付き住宅であります。建築条件付きとは、今後、転用譲受人である菰原氏と土地購入者との間に土地の売買契約を締結した後、菰原氏が指定する建築業者または菰原氏と3か月以内に売買した土地の売買契約を締結することを約します。もし、一定期間内(今回の場合は4年間)の間に土地をすべて販売できないときは、菰原氏はその残余の土地に自ら住宅を建築することになります。農地区分につきましては、「一団の農地の規模が10ha未満に満たない程度の農地の区域内にある農地」である第2種農地で許可基準を満たすものであります。工事は令和3年12月1日着工であり、資金は金融機関の残高証明書で確認しています。

次に、2番の申請目的は、自己用住宅及び通路であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。申請地のところを2か所網線にしていますが、その右側部分に申請者の住宅を建てます。左側部分は、これまで農作業用通路として使われていましたが、住居を建てるにあたり、今後、道路として転用するものであります。申請地の南側、北側に農地がありますが、所有者からは隣接地承諾書を貰っています。工事は令和3年12月10日着工であり、資金は金融機関の融資審査結果回答書で確認しています。

次に、3番の申請目的は、居住用通路であります。農地区分は、申請農地から300m以内に有明沿岸道路の大野島ICがあることから、第3種農地となり原則許可であります。現在、大野島1086番地1に立っている建物を取り壊し、立て直すもので、今回の申請地はこの建物に入るための通路であります。工事は、令和4年1月5日着工であり、資金は金融機関の融資証明書で確認しています

以上により、1～3番については許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2番は申請どおり許可することに決しました。
次に、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

武下委員 3番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。
次に、議案第30号農地移動適正化あっせんの申出についてを議題といたします。
1番について、審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

水落委員 808番1～811番までは何筆に分かれていますか。

事務局 2筆に分かれています。

議長 その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1番について、あっせんすることに決しました。
只今から、あっせん委員の指名を行います。
1番について、あっせん委員に、植木委員、龍委員を指名いたします。ただいま指名しましたあっせん委員にご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたあっせん委員について、1番については、植木委員、龍委員に決しました。
以上で、議案第30号農地移動適正化あっせんの申出についての審議を終りました。
次に、議案第31号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。

古賀委員 相続人代表での利用権設定がありますが、相続の指導はしているのですか。

事務局 申請の際に、指導しています。

吉川副会長 相続していない方は、次の利用権設定までに相続するように指導すべきではないですか。(法人会議などで)

事務局 相続できない様々な理由があると思います。

辻委員 法人の役員が法人契約ではなく、個人契約になっているのですか。

事務局 法人ではなく個人だから契約される方もおられます。

議 長 他に、ご意見等ありませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。
（挙手多数）

議 長 挙手多数であります。
よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。
以上で、議案第31号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。
次に、報告第17号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （報告の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第17号を終わります。
次に、報告第18号使用貸借の合意解約届出書についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （報告の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第18号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。

6番 山崎 忠文 委員

7番 柿添 千鶴子 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第11回大川市農業委員会総会を閉会致します。